

放送大学連携企画委員会規程

平成20年3月26日

放送大学規程第19号

改正 平成20年4月30日、平成21年9月9日、
平成22年10月13日、平成24年3月14日、
平成25年3月13日、平成26年3月12日、
平成30年3月14日

(設置)

第1条 評議会に、放送大学評議会規程（平成22年放送大学規程第1号）第9条の規定に基づき、連携企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 各種資格及び講習に対応した科目開設に関する事項
- 二 寄附科目の企画、教務委員会への提案に関する事項
- 三 他大学との単位互換協定締結及び専門学校等との連携協力関係に関する事項
- 四 地方公共団体及び企業等との組織的に密接した連携・協働に関する事項
- 五 その他連携企画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 学長が指名する学習センター所長 1名
- 四 その他委員長が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号から第4号までに掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務部連携教育課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年9月9日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月13日）

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。